

月刊社会教育

障害をもつ人の生活・労働・学び

2008 No.638

昭和33年1月7日 第三種郵便物認可 平成20年10月1日発行 (毎月1回1日発行)

平成二十三年一月七日 第三種郵便物認可 (毎月一回一日発行)

月刊社会教育

第五十二巻 第十号

定価七〇〇円

本体六六七円

〒七六円

インタビュー 自立支援法と障害のある人の生活・文化— 藺部英夫さんに聞く

ノーマライゼーションにむけた学び [小林繁・越村康英]

ジョブコーチは、通訳 [小松邦明]

ユネスコ第6回国際成人教育協議会に向けて

つくってみよう！ まちの安全・安心マップ

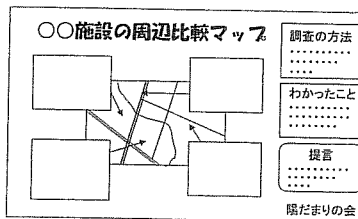
まちを知る
まちを守る
まちを変える

地域づくりワークショップ
— 対話を楽しむ計画づくり —

傘木 宏夫 著

A5判 1785円

地域で協働を培うノウハウ！
子どもからお年寄りまで、楽しく参加できる「安全・安心マップ」づくり。その準備から実施手順、まとめ方、活用方法までをわかりやすく紹介。



NPOまちづくり工房

傘木 宏夫 [著] A5版 112頁 1400円

1. 気づきの共有
2. まちの安心マップ
3. さあ始めてみよう
4. タウンウォッチング
5. 地図のまとめ方
6. 活用方法
7. マップの作成例

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
Tel03-3235-5941 / Fax03-3235-5933 価格は税込

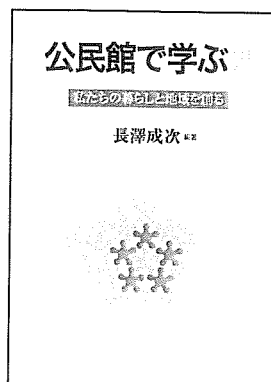
●公民館をめぐる厳しい時代に私たちの学びの場は…

新刊

公民館で学ぶⅢ

長澤 成次 編著

— 私たちの暮らしと地域を創る



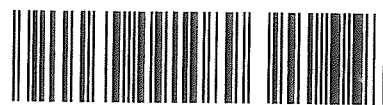
生涯学習と地域づくりの拠点としての公民館がさまざまな時代の変革の波にのまれている。『公民館で学ぶⅡ 自治と協同のまちづくり』の続編として、暮らしと地域を創る公民館の課題、現代の学びの課題にせまる実践、公民館のエンパワーメント、さらに学びの主人公としての市民に光をあて、時代と地域を切り拓く公民館の可能性を追求していく。

●四六判 272頁 定価2,310円(5%税込) 本体2,200円
ISBN978-4-337-50621-3 C3037 ¥2200E

国土社

〒161-8510 東京都新宿区上落合1-16-7 TEL03(5348)3710 FAX03(5348)3765
http://www.kokudoshya.co.jp

雑誌 03409-10



4910034091089
00667

自立支援法と障害のある人の生活・文化

——園部英夫さん

（全国障害者問題研究会・事務局長）

に聞く

聞き手・編集小委員会

——今回の特集では、障害のある人の生活と労働を取り上げ、そこから学習・文化活動の意義を考えていくことをテーマにしています。そこでまず、障害者自立支援法の成立以降を中心に、障害のある人の生活と就労をめぐる問題についてお聞かせください。

園部 今、障害のある人もない人もすべての人々にとつて、息苦しい雰囲気が充満しています。生きる権利が脅かされている時代です。自立支援法はその一つです。

障害者福祉の分野は、日本では欧米に比べてとても低
安心して暮らせる社会の実現をめざします」と大見出し
で紹介しています。そのポイントは今まで「身体障害」
「知的障害」「精神障害」と法も対応もばらばらだった施
策の総合化と、障害種別や地域「格差」による「不平等」
を「解消」しましょう。そして、「持続可能」な制度のため、
「みんなで支えあう」。だから障害者もサービス利用の一割を
支払いましょう、というものです。

私たちは自立支援法の根幹にあるこの「応益負担」という
考え方を大問題としました。そこには、障害が重ければ
重いほど負担が重くなるようなカラクリがあるので



園部英夫さん

い水準だったこともあり、一九八一年の国際障害者年とそれ以降の「障害者の一〇年」などの国際的な運動と世論の上げ潮によって、少しずつですが、前進があったのです。ところが、この自立支援法によってダムが決壊してしまつたような感覚を多くの人が持ちました。

障害者自立支援法のねらいとその問題

園部 二〇〇六年四月にスタートした自立支援法ですが、当時、新聞に掲載された政府公報は、「障害者が地域で

す。

たとえば、食事やトイレをするにも、また外出や手話通訳にも支援サービスは必要です。ところが、新しい制度は、障害によって必要となるサービスを利用すると、「それはあなたの責任でしょ。一割負担しなさい」と強要するのです。障害が重ければ重いほど必要なサービスは増えるわけですが、サービスが増えれば増えるほど「応益」負担も増す。障害者にこんな負担を強要する制度は世界中どこにもありません。

一方、支援サービスを提供する事業者も頭を抱えました。何もないところから障害者とともに実践し、小規模な作業所をつくり、行政にそれを後追いで制度化させてきたのです。ところが自立支援法以降、「事業者と利用者」は分断され、事業者は障害者から「取り立て」なくてはならなくなつたのです。当然、障害当事者と関係者の怒りは爆発しました。

さらに国会では「これからの福祉は買うもの」と厚生労働省の局長が発言して大きな批判をあげました。すぐに発言は撤回しましたが、国の本音はそこにあります。

障害者・関係者・地域の実態

菌部 これまで一般企業に雇用されなかった障害のある人は、小規模作業所や通所施設を利用して仕事をしています。その賃金は月額三〇〇〇円から一万円ぐらいですが、そこに自立支援法が導入され、働きに施設に来ていられるにもかかわらず、施設利用料を払わなくてはならなくなつたのです。

重度障害者が通う東京の共同作業所では、利用料のため、楽しみにしている通所を数回休んで半分にしたり、今まで負担がゼロだったものが、利用料と在宅介護料とで月額三万円も払わなくてはならなくなりました。また滋賀では、四肢麻痺のためケアホームで暮らしながら作業所に通う人が、今まではホームで世話人とヘルパー二人がかりで毎日お風呂に入れたのが、ケア費用が自己負担になってしまったために世話人＋ヘルパーが使えなくなり、六〇歳をこえたお母さんが入浴を介助することで結果的には入浴を減らさざるをえなくなりました。こういう事態がいたるところで起きているのです。

希望を持てるような制度をつくることが課題です。

自立支援法の抜本的見直しを訴える声とその取り組み

——お話しいただいたような根の深い問題をもつ自立支援法に抗して、当事者や関係者の運動はどのように広がってきたのでしょうか。また、その運動やマスコミの反応によって、制度は少しずつ改善されつつあるのでしょうか。

菌部 自立支援法ができる前の二〇〇五年と成立後の〇六年、そして〇七年と三回の大きな集会在東京の各地で行ないました。〇七年一〇月三〇日の日比谷野外音楽堂で開いた大フォーラムには、全政党的の国会議員が参加しました。溢れかえる熱気で、与党議員も「これは変えざるを得ない」と感じたようです。

集会で心に残った発言です。「制度が変わることに頭にくてるし、自分たちのお金が引かれるぐらいなら無駄な道路に使うお金を減らして欲しい。なんで働きの来ているのにお金を払わなくてはいけなのか。金がなくなつたのは障害者の責任ではない、国や国会がそうしてき

確かに低所得の人には減免制度もあります。ですが、預金通帳まで全部見せないと所得証明されないとか、所得の対象は障害者本人だけでなく同一世帯者までとされました。

——昨今の新自由主義、市場万能主義的な政策の流れが、大きな影響をもたらしている気がしますね。これも多くの問題が指摘される介護保険制度との統合も議論されていますが、社会福祉制度全体に大きな課題があるように思いますが。

菌部 生存権を脅かす政策の大元は、小泉内閣以来続けられている社会保障費の自然増を毎年二二〇〇億円削減する方針にあります。さらに政府は介護保険との統合を狙っており、税からの支出を少しでも減らしたい意図が見え見えます。

そうしたなかで、今の障害者福祉の現場は深刻です。三〇代の中心的な働き手が非常に少ない。収入が少ない上に展望が見えない。明日がどうなるかわからないほど疲弊している現場の声を政治が受け止めなければ、本当に大きな不幸を招いてしまいます。福祉の若い働き手が

たのではないか。オレもいずれは結婚したい。生きる喜びは人を愛する喜びだ。みんなも恋愛したいでしょ!」。知的障害の青年の訴えでした。

鹿児島から来たお母さんはいいました。「学校も保育も働く場も何もないところで、踏ん張って私たちは子育てをしてきました。死ぬまで障害のあるわが子を背負っていかなければならないのでしょうか。『あなたが生んだんでしょ。だから死ぬまで背負いなさい』。この法律はそう言っています。私たちが手をつながないとこの国はよくならない。日本のどこに障害児が生まれてもよかつたといえるようにがんばりたい」。

私の住む東京・東久留米市でも、障害当事者と関係者一五〇人が参加するデモ行進が初めて取り組みました。市役所前でお母さんや青年たちが四時間にわたるリレートークをして、市民世論を変えました。こうした運動は各地で行なわれ、四〇〇をこえる自治体が独自の減免制度を設けるようになりました。

そうしたなかで、すでに施行されている自立支援法について、二〇〇六年一二月、異例の衆議院集中審議が行なわれ、その結果三年間で一二〇〇億円の補正予算が組

まれました。二度目の負担軽減も今年から実施されました。これは、障害当事者と関係者の運動の成果です。

しかしながら、応益負担の根本は変わっていません。現在、各地で数十人が利用料の全額免除を行政に申請しています。これが認められない場合、秋には全国的な訴訟となります。司法の場でもこの法のあやまりを正したいと思います。

国際的な流れと日本政府の見解のズレ

——そうした意味で、この間の国連を中心とした国際的動向が注目されますね。

菌部 障害者の権利条約は、二〇〇六年一二月に国連で採択され、日本も〇七年九月に署名、今年五月三日には三〇カ国以上の批准で発効しました。権利条約は憲法と国内法の間位置する国際条約ですから、条約の批准にあたっては国内法の見直しは当然のことです。ところが、障害者団体と政府との意見交換会の場で、厚労省は「自立支援法の理念は、安心して暮らせる社会であり、権利

論があります。「理にかなった条件整備」など積極的な訳も提案しています。

一方で、障害者の職業リハビリテーションのILO（国際労働機関）も一五九号条約に違反しているわが国の実態を国際的に訴える取り組みがあります。日本では障害者雇用促進法で規定されている法定雇用率一・八％が一度も守られたことがありません。ILOはこれを受け止め、日本政府への勧告について検討を始めています。

北欧諸国における障害者の教育・福祉から学ぶ

——障害者福祉が進んでいるといわれている北欧諸国の取り組みから学ぶべき点について、幾度かにわたる調査や「自身の経験も踏まえてお話しください。

菌部 一九八〇年代の日本のマスコミの北欧像は、「もはや北欧の福祉は崩壊の途上にある」「高福祉が企業活動を阻んでいる」というものでした。ところが九〇年代に入ると、北欧は、ITや教育に力を注ぐことで世界のトップクラスの経済成長を遂げます。ちょうどその頃、

条約の理念と重なる点が多いので、自立支援法の理念の普及定着が大事だ」などといった感じなのです。これでは、どんな悪法でも見直す必要がなくなってしまう。そのため、私たちはこの権利条約の批准にあたっての前提をしっかりとつくる国内法見直しの必要を主張しています。

——障害者権利条約が日本で批准されれば、差別禁止の法規定がつけられる可能性はあるのでしょうか。ノーマライゼーションの考え方に立ち、法整備が進むことで就労や生活の差別、問題も解決の展望がみえてくるのでしょうか。

菌部 差別禁止に関する規定は障害者基本法では今後の課題とされました。現在内閣府は基本法の見直しにむけて最後の調整に入っています。しかし、実定法として差別禁止法を実現するためには大きな運動が必要です。

権利条約でキーワードになっているリーズナブル・アコモデーション (reasonable accommodation) は「合理的配慮」と訳されていますが、「配慮しますよ」という曖昧なものにはしてはならないと障害者団体の中では議

私は一九九三年から五回ほど、なるべく小さな町を中心に、障害のある人たちのくらしの現場を訪ねています。まず感じるのは、街に子ども連れの若いカップルが増えていることです。出生率が増えているんですね。デンマークは、一九八三年に一・三七パーセントだったのが、九五年には一・八パーセントをこえて続いています。逆に日本は九五年に一・五パーセントが、〇五年では一・二六パーセントに減っています。これは、安心感や生きやすさの感じ方の違いの現れだと思います。

誰もがどこに住んでも、働くこと、学ぶこと、余暇を充実することを大切にしています。日本のGDPに占める障害者福祉予算の分配率はスウェーデンの一二パーセントにすぎません。地域の作業所の施設長に聞き取りをすると、ライフ (Life) を充実することを強調します。ライフ (Life) は「生活」だけでなく「人生」として豊かにしていくことを意味しているのだと思います。

日本の自立支援法についてどう考えるか、デンマークのある施設長に聞きました。彼女は、「そういう仕組みは理解しにくい。デンマークでは障害者の負担はありません」と言い、「日本の公務員の平均賃金を教えてくだ

さい」と逆に質問されました。公務員の平均賃金と日本の障害者年金額を比べながら、「年金額がまず少ない。そこからさらに負担があるのではシビアすぎる制度ですね」と言っていました。デンマークでは、障害者年金は公務員賃金を基準に設定されているので、障害者が自分たちで楽しみを選択して負担することも可能なわけです。これがノーマライゼーションの考え方の具現化なんですね。

権利としての文化

——文化活動についてはどうですか。

蘭部 社会教育の分野では、仕事が終わった午後三時以降の「人生」を豊かにすることが大事に取り組まれています。デンマークのコペンハーゲンで作業所に来ている青年に、「仕事が終わったらどうするの?」と聞いたら、「ラブックに行くんだ」と笑顔で答えてくれました。「ラブック」とは、二五歳ぐらいまでの青年たちの余暇クラブのことで、家でもなく働く場でもない余暇活動の場な

在する。すべて政治は人々のくらしのためにあるというのが、北欧の国々を訪ねての実感です。

希望としての平和

——蘭部さんは、現在「障害者・患者9条の会」にも関わっていますね。最後にその点についてもお聞かせください。

蘭部 スウェーデンは一五〇年間戦争をしてきませんでした。平和と人権は不可分の関係にあります。私たちは「障害者・患者9条の会」を二〇〇五年に結成し、現在一〇〇〇人が賛同しています。よびかけ人の一人、世界的にも著名な精神科医の秋元波留夫さんは、「戦争は、いのち、文化、経済を破壊します。その度に障害者は、社会的に役立たない『穀潰し』、『非国民』とさげすまれ、差別され、抑制されてきました。障害発生の最大の原因は戦争による暴力です。戦争と障害者のしあわせは絶対に両立しません。障害者は平和でなければ生きていけないのです」とラストメッセージされました。私たちは秋元さんたちの「いのちのバトン」をしっかりとつないで

んですね。さらにラブックとは別に二五歳から五〇歳くらいまでの「中年」余暇クラブもありました。同じデンマークのオーデンセでは、絵を描く部屋や喫茶室、タバコの煙がこもるバブやディスコも見せてもらいました。彼らはお金を貯めて海外旅行を毎年しているそうです。余暇を個人の問題ととらえるのではなく、だれにも欠くことのできない文化の権利として社会に根づいているんですね。スウェーデンのストックホルムでは、知的障害のある青年たちの舞踏会・ダンスパーティが月一回開かれていると聞きました。一流バンドが演奏し、そこに男女が集い、出会いの場となっているそうです。恋愛も大切な人生の一つですからね。

デンマークの人口は五五〇万人です。スウェーデンは九〇〇万人。日本の埼玉県や神奈川県くらいの人口規模です。所得税は約五〇パーセント、消費税は二五パーセントです。だから、直せるものは服でも家具でも直すし、外食などほとんどしない。たいへん質素な暮らしぶりです。でも、医療、福祉、教育はすべて保障されます。税の支出はガラス張りで、情報公開が徹底している。人々が幸福に生きることを実現するために、国や自治体は存

いきたいと思っています。

障害者自立支援法は天下の悪法です。日本と北欧との差はどんどん開いている感じがします。でも、平和な共に生きる社会づくり、地域づくりに取り組んでいる障害当事者や関係者がたくさんいます。そこに確信と希望を持って、一步一步運動を進めていききたいと思えます。

参考文献

立岡暁『立岡暁 共同作業所のこころと実践』

玉村・中村編『障害者権利条約と教育』

『障害者問題研究』第36巻2号 特集「障害者の自立と就労支援」
(いずれも全障研出版部)

蘭部英夫さんプロフィール

一九五六年生まれ。一九八五年より全国障害者問題研究会事務局長。日本障害者協議会理事・情報通信委員長。

(記録)井口啓太郎